

岩手県告示第393号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和元年11月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人岩手県青少年自立支援センター「ポランの広場」
- 2 代表者の氏名 泉勝夫
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市松尾町19番8号
- 4 認定の有効期間 令和元年12月10日から令和6年12月9日まで